

土木設計マニュアルⅠ（積算編）の改定

改正後（新）

第7章 建設副産物処理設計積算要領

7-1 宮城県建設副産物処理設計積算要領

（目的）

第1条 （同右）

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) （同右）
- (2) （同右）
- (3) （同右）
- (4) （同右）
- (5) （同右）
- (6) （同右）
- (7) 指定副産物 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第七で定める、土砂（建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト塊及び木材をいう。
- (8) 災害廃棄物由来の再生資材（盛土材） 原料は災害廃棄物や津波堆積物であり、主に震災廃棄物処理施設において、再生処理を行った資材をいう。
- (9) 建設発生土再生プラント 建設汚泥とは異なり、廃棄物処理法に規定する廃棄物ではない建設発生土を受入れ、土質改良プラントにおいて良質な土質へ加工を行う施設をいう。

（再生資源の利用）

第3条 （同右）

改正前（旧）

第7章 建設副産物処理設計積算要領

7-1 宮城県建設副産物処理設計積算要領

（目的）

第1条 この要領は、宮城県土木部が発注する土木・建築工事の施工に伴い発生する建設副産物の発生抑制、再生利用の促進及び適正処理を推進するに当たり、その設計積算に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設副産物 工事に伴い副次的に得られる物で、建設発生土、有価物及び建設廃棄物をいう。
- (2) 再生資源 工事に伴い副次的に得られた物（副産物）のうち、有用な物であって原材料として利用することができる物又はその可能性のある物をいう。
- (3) 建設廃棄物 工作物の建設工事及び解体工事（改修工事を含む）に伴って発生する廃棄物をいう。
- (4) 再資源化施設 建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。
- (5) 処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に基づき許可された産業廃棄物最終処分場及び再資源化施設又は元請が所有している自社最終処分場をいう。
- (6) 再生利用 建設副産物を工事現場内又は再資源化施設等において再生し、建設資材として使用することをいう。
- (7) 指定副産物 再生資源の利用の促進に関する法律施行令別表第4で定める、土砂（建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト塊及び木材をいう。

（再生資源の利用）

第3条 工事執行者は、次の各号に該当する建設資材を要する工事を施工する場合には、可能な限り再生資源を利用しなければならない。

- (1) 土砂
- (2) 碎石
- (3) 加熱アスファルト混合物

改正後（新）

（建設発生土の利用）

第4条（同右）

（コンクリート塊の利用）

第5条（同右）

改正前（旧）

（建設発生土の利用）

第4条 工事執行者は、建設発生土を利用する場合において、次の表の左覧に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分	用 途
第一種建設発生土 （砂、れき及びこれらに準ずる物。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土 （砂質土、れき質土及びこれらに準ずる物。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずる物。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずる物。）	水面埋立て用材料

2 工事執行者は、建設発生土を前項の表に記載されていない用途であっても、土質改良や適切な施工管理によって使用可能であれば積極的に利用する。

（コンクリート塊の利用）

第5条 工事執行者は、コンクリート塊を利用する場合において、再生骨材等として、次の表の左覧に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分	用 途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装（以下同じ））の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

2 工事執行者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。

改正後 (新)

(アスファルト塊の利用)
第6条 (同右)

改正前 (旧)

(アスファルト塊の利用)
第6条 工事執行者は、アスファルト塊を利用する場合において、再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物として次の表の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用する。

区 分		用 途
再生骨材	再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装（駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装（以下同じ））の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
	再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材料
	再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
	再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生加熱アスファルト混合物	再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
	表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

2 工事執行者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト塊を再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。

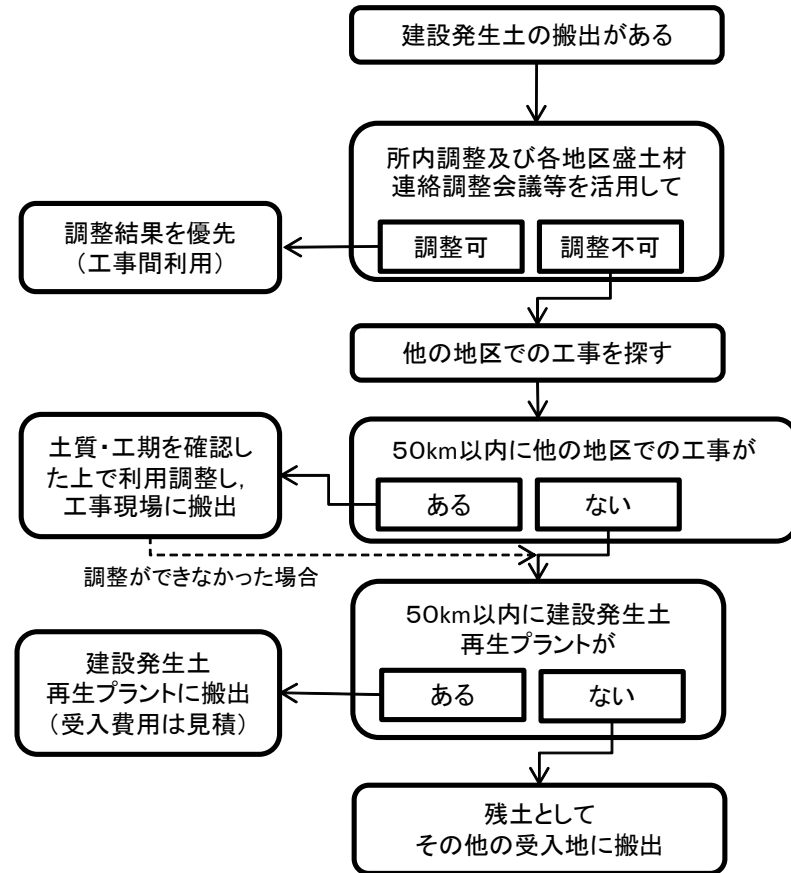
改正後 (新)

(指定副産物の搬出)

第7条 工事執行者は、指定副産物を工事現場から搬出する場合において、その利用を進めるため、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、原則として、右欄に掲げる搬出先へ搬出する。

区 分	搬 出 先
建設発生土	以下に示す「建設発生土の搬出フロー」に基づき搬出先を選定する
コンクリート塊 アスファルト塊	再資源化施設（距離の制限なし）
木 材	工事現場から50キロメートルの範囲内の再資源化施設

建設発生土の搬出フロー



2 (同右)

3 (同右)

4 工事執行者は、建設発生土を第1項のフローに基づき調整をした結果、他の建設工事との受入れ時期及び土質等の調整が困難である場合には、残土として処分する。

改正前 (旧)

(指定副産物の搬出)

第7条 工事執行者は、指定副産物を工事現場から搬出する場合において、その利用を進めるため、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、原則として、右欄に掲げる搬出先へ搬出する。

区 分	搬 出 先
建設発生土	50キロメートルの範囲内の他の建設工事現場
コンクリート塊 アスファルト塊	再資源化施設（距離の制限なし）
木 材	工事現場から50キロメートルの範囲内の再資源化施設

2 工事執行者は、前項にかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条ただし書きに該当する場合には、建設発生木材を縮減（焼却等）することができる。

3 工事執行者は、再資源化施設に受入れ能力の限界を越える等の事由がある場合には、建設廃棄物として最終処分場に搬出する。

4 工事執行者は、建設発生土を、他の建設工事との受入れ時期及び土質等の調整が困難である場合には、残土として処分する。

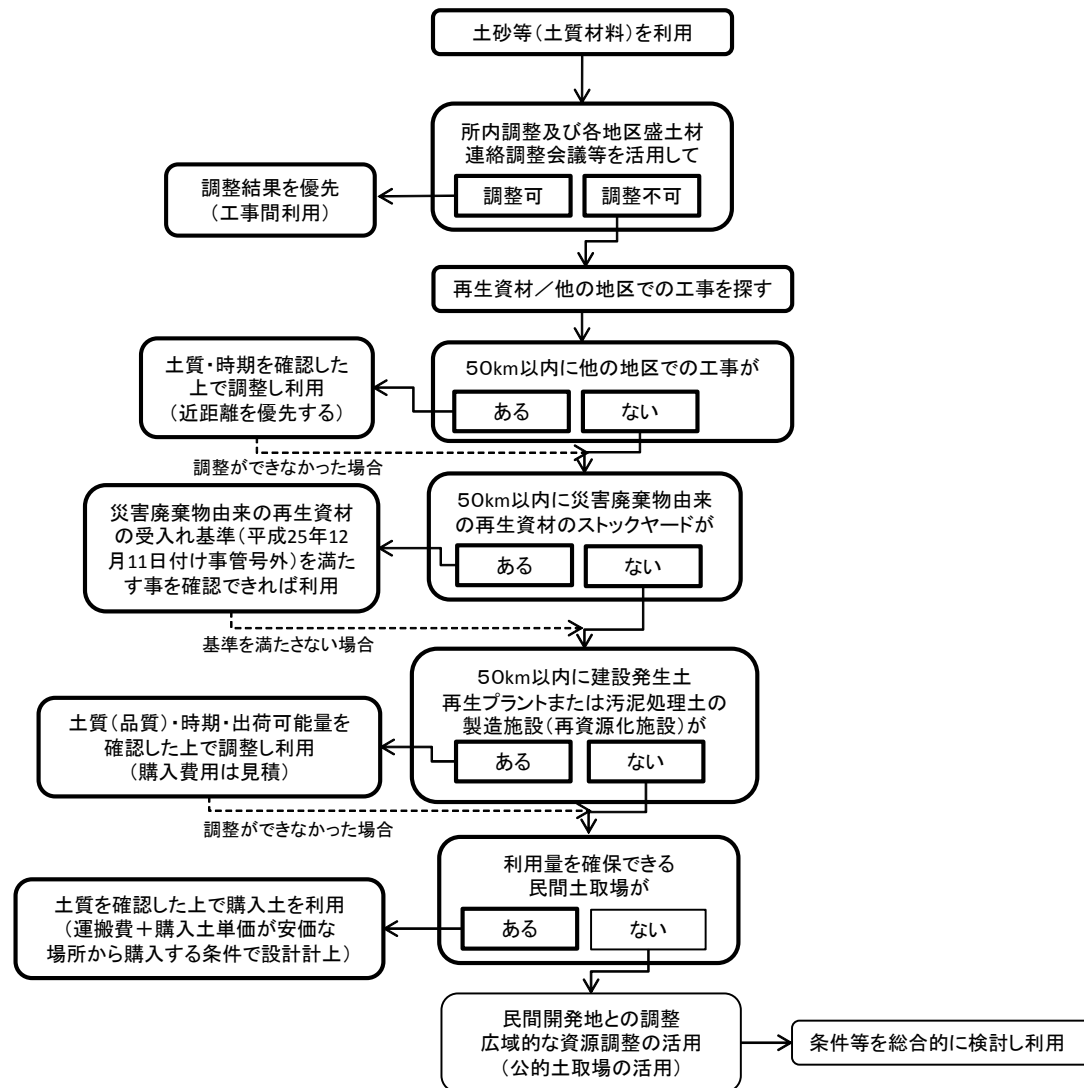
改正後 (新)

(再生資源の搬入)

第8条 工事執行者は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる搬入先から可能な限り再生資源を搬入する。

区 分	搬 出 先
再生骨材	工事現場から40キロメートルの範囲内の再資源化施設
再生加熱アスファルト混合物	工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設
建設発生土	以下に示す「盛土材の利用フロー」に基づき搬出先を選定する

盛土材の利用フロー



改正前 (旧)

(再生資源の搬入)

第8条 工事執行者は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる搬入先から可能な限り再生資源を搬入する。

区 分	搬 出 先
再生骨材	工事現場から40キロメートルの範囲内の再資源化施設
再生加熱アスファルト混合物	工事現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設
建設発生土	工事現場から50キロメートルの範囲内の建設発生土を搬出する他の建設工事現場

改正後 (新)

- 2 (同右)
- 3 (同右)
- 4 (同右)
- 5 (同右)
- 6 工事執行者は、盛土材の利用について、第1項のフローに基づき調整をした結果、民間土取場からの購入も困難な場合には、事前に事業主務課と協議するものとする。

(建設副産物の情報収集)

第9条 (同右)

(建設発生土の搬出及び盛土材の利用の設計積算)

第10条 工事執行者は、建設発生土の搬出及び盛土材の利用に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 工事間流用を行う場合は、搬出先または搬出元の所在地(市町村の町字名まで)、数量、運搬距離について、発生する工事及び流用する工事のいずれの設計図書にも条件明示するものとし、その場合、必要に応じて運搬費を直接工事費に計上する。なお、施工条件としては指定事項とし、運搬については、原則として、工期が重複する期間内に行う。
- (2) 災害廃棄物由来の再生資材(盛土材等)を利用する場合は、再生資材を利用する旨(ストックヤードの所在地(市町村の町字名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示するものとし、その場合、必要に応じて運搬費を直接工事費に計上する。なお、施工条件としては、指定事項とする。
- (3) 再生プラント等への搬出または改良土の購入を行う場合は、再生プラント等への搬出または改良土の購入する旨(再生プラント等の所在地(市区町村名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示するものとし、費用については、再生プラント等での受入料金または改良土の購入料金と当該施設までの運搬費との合計とし、最も経済的になるような施設を選定する。なお、施工条件としては、再生プラント等を活用すること自体は指定事項とするが、施設を選定は任意とする。
- (4) 民間土取場から盛土材の購入を行う場合は、購入土を利用する旨(民間土取場の所在地(市区町村名まで)、数量、運搬距離)について、設計図書に条件明示する。なお、費用については、盛土材の価格と現場までの運搬費(盛土材の価格が現着単価の場合は除く)との合計とし、最も経済的になるような民間土取場を選定する。なお、施工条件としては、購入先は任意とする。
- (5) 大量に盛土材を購入する必要がある工事においては、施工性を考慮し、工事施工箇所周辺のすべての再生プラント等および民間土取場の中から、必要盛土材が確保できる適切な施設を複数選定することができるものとする。なお、経済性を優先して施設を設定した場合よりも、割高となる場合は、設計書の積算根拠資料に施設の選定理由を添付するものとする。
- (6) 改良土等及び盛土材の価格は、労務資材設計単価表(以下「単価表」という。)によるものとし、明記されていない施設から購入する場合には見積りによる。
- 2 工事執行者は、建設発生土が、再生利用不可能な場合は、実状に即した適正な処分費と運搬費を計上し、設計図書に条件明示する。

改正前 (旧)

- 2 工事執行者は、県単独事業の舗装工事において、原則として、再生材の供給可能な地区については再生材を使用する。
- 3 工事執行者は、補助事業の舗装工事にあつては、出来るだけ再生材を使用するものとし、その場合、当面、事前に事業主務課と協議するものとする。
- 4 道路管理者等は、道路占有者等から道路等の占有許可申請があつたときは、その許可に当たって、支障ない限り再生材の使用を勧めるものとする。
- 5 土木部に属する地方機関の長は、それぞれの機関において発生したアスファルト塊の数量と、必要最小限同数量程度の再生材の使用に努めるものとする。

(建設副産物の情報収集)

第9条 工事執行者は、建設副産物の利用に当たって、あらかじめ建設副産物の発生及び利用に関する必要な情報の収集に努めるものとする。

改正後 (新)

3 工事執行者は、受注者から改良土または盛土材の購入先の変更の申し入れがあった場合には、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 土質等の品質に問題が無いことが確認された場合には、購入費用（購入価格及び運搬費）を設計変更の対象とする。ただし、変更による購入費用が当初設計と比較し割高となる場合は、購入先の変更のみを承諾し、設計変更は行わないが、やむを得ない理由が確認された場合については、この限りではない。

(2) 大量に盛土材を購入する場合を除き、リサイクル促進の観点から、再生プラント等からの購入を優先とする。

4 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更などにより適切に対処しなければならない。

(再生利用の設計積算)

第11条 (条番号だけの変更、内容は同右)

(建設副産物処理の設計積算)

第12条 工事執行者は、建設副産物の処理に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

(1) (同右)

(2) (同右)

(3) (同右)

(4) 処理費用は、処理施設における中間処理に要する料金又は最終処分処理料金と当該処理施設までの運搬費との合計とする。ただし、副産物を原材料として買受けする再資源化施設に搬出する場合には、売却当額を直接工事費から減額する。なお、処理する建設副産物の種類、処理施設の種類（中間処理・再資源化施設、最終処分場など）及び所在地(市区町村名まで)、処理方法、運搬距離、数量について、設計図書に条件明示する。

(5) (同右)

(6) (同右)

2 (削除)

2 (項番号だけの変更、内容は同右)

(処理施設の変更)

第13条 (条番号だけの変更、内容は同右)

2 (同右)

改正前 (旧)

(再生利用の設計積算)

第10条 工事執行者は、建設副産物の再生利用に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 再生利用する建設副産物の種類、使用数量、使用区分及び工法等を設計図書に条件明示するものとし、その場合、必要に応じて現場内運搬費を直接工事費に計上することができる。

(2) 他工事に流用する場合は、再生利用する建設副産物の種類及び数量について、発生する工事及び流用する工事のいずれの設計図書にも条件明示するものとし、その運搬は、原則として、工期が重複する期間内に行う。

(3) 再生骨材及び再生加熱アスファルト混合物の価格は、労務資材設計単価表（以下「単価表」という。）によるものとし、明記されていない地域で使用する場合には見積りによる。

2 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更などにより適切に対処しなければならない。

(建設副産物処理の設計積算)

第11条 工事執行者は、建設副産物の処理に関する設計積算を、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 建設副産物の処理を行う場合は、現場内利用を優先し、それが不可能な場合には、近隣の再資源化施設へ搬出する。

(2) 再資源化施設へ搬出出来ない建設副産物については、建設廃棄物として廃掃法の許可を得た最終処分場に搬出する。

(3) 処理費用の積算に当たって、最も経済的になるような処理施設を選定する。

(4) 処理費用は、処理施設における中間処理に要する料金又は最終処分処理料金と当該処理施設までの運搬費との合計とする。ただし、副産物を原材料として買受けする再資源化施設に搬出する場合には、売却当額を直接工事費から減額する。

(5) 各品目ごとの処理料金は、単価表によるものとし、単価表で定めていない建設廃棄物の処理料金は見積りによる。

(6) 処理費用に関する積算は、土木工事標準積算基準書による。

2 工事執行者は、建設発生土が、再生利用不可能な場合は、実状に即した適正な運搬距離を計上し、設計図書に条件明示する。

3 工事執行者は、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければならない。

(処理施設の変更)

第12条 工事執行者は、処理施設が災害を受けた時又は保健所等の指導により建設副産物を受け入れが出来なくなった場合には、設計変更を行う。

2 工事執行者は、設計計上した再資源化施設が受入れ敷地等の理由により処理出来なくなった場合には、他の再資源化施設又は最終処分場に変更する。

改正後 (新)

3 工事執行者は、受注者から自社最終処分場に処分したいとの申し入れがあった場合には、次の各号に定めるところにより行う。

(1) (同右)

(2) (同右)

(3) (同右)

4 (同右)

(確認)

第14条 工事執行者は、受注者の利用及び処理の実績を提出させ、その内容を確認しなければならない。

(協議)

第15条 (条番号だけの変更、内容は同右)

(附則)

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成3年3月7日制定の土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算要領及び土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算指針並びに建設廃棄物再生材使用基準は廃止する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第12条関係)

最終処分場の表示

25	産業廃棄物の最終処分場				100
25	産業廃棄物の種類				
25	埋立処分の期間	年	月	日	
25	管理者名	連絡先			
	50	50	25	75	
	200				

7-2 建設副産物の体系 (変更無し)

7-3 解説 (変更無し)

7-4 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記入方法 (変更無し)

7-5 宮城県建設副産物処理設計積算要領の運用 (変更無し)

改正前 (旧)

3 工事執行者は、請負者から自社最終処分場に処分したいとの申し入れがあった場合には、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 当該最終処分場が、廃掃法に基づき許可されている処分場の場合は、処理施設及び処分費を設計変更の対象とする。ただし、変更による処分費が当初設計と比較し割高となる場合は、処理施設の変更のみを承諾し、設計変更は行わない。

(2) 当該最終処分場が、廃掃法に基づく許可を受けていない一定規模以下の処分場の場合は、最終処分場の表示(様式第1号)の設置、廃棄物の飛散、流出防止のための囲い及び施設の設定、土地所有者及び周辺住民の承諾等の要件を満たすものを処理施設として認め、前号と同様の取り扱いとする。

(3) 前号の要件を満足しているか否かについては、所轄保健所の意見を参考とする。

4 工事執行者は、処理施設を変更した場合には、その経過を明らかにしておかなければならない。

(確認)

第13条 工事執行者は、請負者の利用及び処理の実績を提出させ、その内容を確認しなければならない。

(協議)

第14条 この要領により難しい場合には、土木部事業管理課と協議するものとする。

(附則)

1 この要領は、平成5年4月1日から施行する。

2 平成3年3月7日制定の土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算要領及び土木・建築工事に伴う建設廃棄物処理設計積算指針並びに建設廃棄物再生材使用基準は廃止する。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号 (第12条関係)

最終処分場の表示

25	産業廃棄物の最終処分場				100
25	産業廃棄物の種類				
25	埋立処分の期間	年	月	日	
25	管理者名	連絡先			
	50	50	25	75	
	200				

7-2 建設副産物の体系 (略)

7-3 解説 (略)

7-4 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記入方法 (略)

7-5 宮城県建設副産物処理設計積算要領の運用 (略)